

川崎市文化芸術振興会議公募委員選任要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市文化芸術振興条例（平成17年川崎市条例第8号）第9条に規定する川崎市文化芸術振興会議の委員の公募の実施にあたり、当該委員の公募方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込者の資格)

第2条 申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関の委員となっていない者
- (4) 本市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

2 前項の第1号及び第2号の基準日は、当該年度の委嘱の日とする。

(公募人数)

第3条 公募による委員は、2名とする。

(任期)

第4条 任期は、委嘱の日から3年間とする。

(申込書等)

第5条 申し込もうとする者は、市販の罫紙、便せん等の用紙に次の各号に掲げる事項を記載したものの（以下「申込書」という。）に小論文（800字程度のもの）を添付して申し込むものとする。

- (1) 申し込む附属機関の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 活動経験（文化関係、福祉等のボランティア活動、青少年団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験
- (6) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）

2 前項の申込書及び小論文の様式は自由とし、上記の記載事項を漏れなく記載するものとする。

3 小論文のテーマは別に定める。

4 申込書及び小論文は返却しないものとする。

5 申込期限は別に定める。

(選考の方法等)

第6条 選考は、川崎市文化芸術振興会議公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置し、書類選考、抽選等により行うものとする。

2 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

3 選考委員会の設置は、市民文化局長が別に定める。

(特例)

第7条 公募を行った場合において、次に掲げるときは原則として再公募する。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込がなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき。(その満たない人数に限る。)
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき。(その満たない人数に限る。)
- (6) 前条第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。(その満たない人数に限る。)

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。